

吉良川中学校いじめ防止基本方針

平成29年3月改定

室戸市立吉良川中学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 基本方針の目的	
2 いじめの定義	
3 基本方針の目標と取組の視点	4
4 高知県のいじめの現状	5
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	7
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 学校・家庭・地域の連携・協働	
(5) 関係機関の連携	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1 いじめの防止等のために学校が実施する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
① 学校いじめ防止基本方針の内容	
② 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっての留意点	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	12
① 組織の役割	
② 組織の構成員	
③ 組織運営上の留意点	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	14
① いじめの防止	
② 早期発見	
③ いじめに対する措置	
2 重大事態への対処	18
(1) 学校の設置者又は学校による調査	
① 重大事態の発生と調査	
ア 重大事態の意味について	
イ 重大事態の報告	
ウ 調査の趣旨及び調査主体について	
エ 調査を行うための組織について	

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

カ 調査実施におけるその他の留意事項

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

イ 調査結果の報告

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 24

① 再調査

② 再調査の結果を踏まえた措置等

第3 その他留意事項 25

<別添1> いじめ、ネット上のいじめ・誹謗中傷対処マニュアル

<別添2> 学校生活におけるいじめ発見のチェックリスト

<別添3> 年間指導計画

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている児童生徒も少なくない。

このようないじめが生じる背景には、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどといった大人の社会問題などと根底が同じであり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった社会の人権感覚の欠如が子どもたちに大きく影響しているとの指摘がある。

本校でも、学校生活アンケート結果や生徒指導から、嫌なこと（冷やかす、からかい）や悪口を言われたり、ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした、暴言、仲間外れ等の事案が発生しており、人権感覚の欠如が影響していると思われる。

学校教育目標・めざす生徒像・めざす学校像にある「みんなと生きよう」「個性を發揮」「人の輝きを尊ぶ」をより確かなものとするために、人権感覚の豊かな生徒を育成するよう努め、いじめのない学校を創造しなければならない。

本校生徒をいじめから救うためには、生徒のモデルとなるべき教職員一人一人が、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、生徒の心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、生徒一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な学校づくりを、一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成26年3月に「吉良川中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

しかしながら、本基本方針の策定以降、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事案も見受けられる。教職員は生徒たちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解決していく道筋や解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかななければならない。

そのために、学校・地域住民・家庭その他の関係者で連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「吉良川中学校いじめ防止基本方針」を改定した。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本方針の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。そして、国や県、室戸市の基本方針をもとに本校でのいじめ防止等の取組の基盤とするものである。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、本定義でいう「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係などを指す。

そして、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味するものであって、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめ防止対策推進法第23条第6項で、「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」と規定されていることから、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に室戸警察署に相談・通報の上、室戸警察署と連携した対応を取ることが必要である。

3 基本方針の目標と取組の視点

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。生徒、教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかなければならない。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた生徒や、勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒を、しっかり守り通す姿勢を教職員が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとられるのではなく、傷ついている生徒の気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、生徒は人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、生徒たちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、教職員はいじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し生徒たちを見守り支えていくことが重要である。

本基本方針の目標は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめの問題の克服を目指すことにある。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な学校づくりにもつながっていくものである。そこで、以下の4つの視点を大切にしながら、いじめの防止等のための対策に総ぐるみで取り組んでいくことが必要である。

① 生徒の変化に気付く力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、生徒同士の人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことから、生徒に関わるすべての人々がしっかりとした人権感覚をもち、生徒の小さな変化に気付く力を身に付けることが必要である。

② 生徒たちが「夢」や「志」をもてる学校づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、学校の一員としてよりよい学校をつくっていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。

生徒たちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を進めるとともに、生徒たち一人一人の「夢」や「志」を応援する学校環境づくりが必要である。

③ 人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、明るくて優しいという地域性を生かし、「ひとりひとりがみんなと生きよう。ひとりひとりをみんなで生かそう。」という本校の学校教育目標を設定した。

この学校教育目標に基づき、生徒同士がつながる、生徒と教職員、地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。

④ みんなで生徒を守り、育む

生徒に関わるすべての教職員、大人、すべての機関・団体が生徒を見守り、積極的、主体的に関わることで、生徒のもっている能力や可能性を伸ばしていくことが重要である。

そのため、組織的な視点や連携・協働の視点をもって、学校と地域ぐるみで生徒を守り、育てる体制づくりを進める必要がある。

4 高知県のいじめの現状

平成27年度の高知県におけるいじめの認知件数は1,315件であり、前年度より647件増加している。また、1,000人当たりの認知件数は18.2件で、前年度より8.8ポイント高くなっており、全国平均(16.5件)より1.7ポイント高くなっている。本県ではこれまで、各学校において、いじめに関する校内研修や「いじめアンケート」を実施してきており、それ以外にも、教職員間の情報共有や、授業、学級活動等での児童生徒の観察等に組織的に取り組んでいる。このような取組を通して、教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、いじめの認知件数の上昇につながっていると考える。

いじめの態様は、すべての学校種で「冷やかす・脅す・嫌な事を言う」が最も多く、70%を超える割合を示している。特徴的なのが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が高等学校で2番目に多く、17.4%となっていることである。

いじめ発見のきっかけは、すべての学校種で「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く、次いで小・中・高等学校では「本人からの訴え」が、特別支援学校では「学級担任が発見」が多い。

また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての学校種で高い数値を示しており、全体では、「解消」「一定解消」を合わせ

て97.4%となっている。しかし、いじめは単に謝罪をもって容易に解消とすることはできず、複数の要件を勘案して慎重に判断されなければならない。そして、仮に「解消」または「一定解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察等も含め継続した取組が重要である。

インターネット上のいじめの認知件数は、平成27年度は69件で、前年度と比べて29件増加しており、学校種を問わず増加傾向にある。インターネット上のいじめは潜在化しやすく、実態把握が難しいため、この件数は氷山の一角であると考えるのが妥当である。

さらに、高知県いじめ防止基本方針が策定された平成26年3月以降において、認知されたいじめの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみでは解決が困難である、深刻な事案が数件発生している。

なお、高知県における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比べると高い現状である。不登校の要因は個々の児童生徒によって異なるが、「友人との関係」や「無気力」、「遊び・非行」等の要因が複雑化、多様化して関連しており、その背景に「いやがらせやいじめをする児童生徒の存在や、友人との人間関係」が存在する可能性があることにも十分な配慮が必要である。

このように、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携・協働等、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要があると考える。

一方室戸市では、室戸市の小中学校におけるいじめの認知件数は、平成26年度小学校が4件、中学校が0件であった。しかし、校長会や校内研修等でいじめの定義の解釈について周知することにより、平成27年度小学校が23件、中学校が5件と増加した。平成28年度もいじめの認知件数は増加している。これに伴い各学校で組織的にいじめ解消に向けて取り組む体制ができてきていると分析している。

いじめの様態については、冷やかしかからかい、仲間外しなどが多いが、携帯やスマートフォン等による中傷が増加している。各学校では、個々の事案に対処するとともに、室戸警察署や関係機関と連携して、望ましいインターネットの使い方やソーシャルネットワークサービスのメリット・デメリット等についての講話や教室を開いている。

今後の課題としては、いじめ防止に関する教職員研修の充実とともに児童・生徒や保護者等への啓発の徹底があげられる。特にソーシャルネットワークサービス等インターネット関連については、児童・生徒だけでなく保護者も含めて、その匿名性や悪用がいじめの温床になったり、犯罪に巻き込まれたりすることにつながることを、適切な使い方を理解し、保護者の管理が必要なことなどを周知する取組が一層必要である。いずれにしても、いじめがソーシャルネットワークサービスなどの進

展により、潜在化するとともに、深刻化する傾向を踏まえると学校での取組には限界があり、家庭・地域・関係機関との連携など、児童・生徒を取り巻くすべての人たちでいじめ防止の取組を推進していく必要がある。

本校では、平成29年度現在、学校生活アンケートや生徒指導から、嫌なこと（冷やかし、からかい）悪口、ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした、暴言、仲間外れ等の事案が発生しており、いじめ防止等の取組に課題を残している。

また、スマートフォンのライン等によるトラブルも数件確認されており、生徒や保護者への啓発や使用にあたっての約束を厳守する等の取組が急務となっている。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、教職員と関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を徹底し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要かつ重要であると考えます。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。さらには、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じることができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性について教職員や家庭、地域、関係機関全体に正しい認識を拡充し、一丸となった取組を推進していくための普及啓発が必要不可欠である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいに見えるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見ため、定期的な学校生活アンケート調査や学級担任ならびに他の教職員との個別面談、スクールカウンセラーとの面談、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。

また、生徒たちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民に生徒たち一人一人をしっかりと見守っていただき、生徒たちの様子で気になることがあればすぐに連絡をいただけるような学校と地域の連携体制を整備することも必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要である。例えば、吉良川地区教育をすすめる会や学校評価委員会、こども対話会議等を活用して、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

このように、いじめを切り口にした学校、家庭、地域の連携・協働のみならず、さらには、心豊かで安全・安心な社会づくりにつなげるために、地域社会の一員としての学校、子どもたちや教職員が、地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく体制づくりも重要である。

(5) 関係機関の連携

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局

等)との適切な連携が必要である。したがって、平素から、関係機関の担当者の連絡先の把握や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、室戸市教育研究所、心の教育センター、人権教育課、少年サポートセンター、室戸警察署、児童相談所、高知地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等対策委員会を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、室戸市教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 学校いじめ防止基本方針の内容

学校は、国の基本方針又は県、室戸市の基本方針を参酌し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ

事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教員の資質向上に資する校内研修の充実等を定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その中核としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等＜別添1＞）、それを徹底するため、「チェックリストを作成＜別添2＞・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組＜別添3＞も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

そのために、学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な取組の状況を学校評価の評価項目に位置付け、把握・検証するため、

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・早期発見
- ・事案対処のマニュアルの実行
- ・定期的、必要に応じたアンケートの実施
- ・個人面談や保護者面談の実施
- ・校内研修の実施

などについて目標を設定し、取り組むものとする。

また、PDCA サイクルに基づき、これらの目標の達成状況については、学

校で適切な評価を受けるなどの検証をすることによって、いじめ防止に向けた学校の組織や取組の改善と向上を図るものとする。

【学校評価項目と達成目標】

すべての評価項目の肯定的評価 100%を目指す。

[生徒・保護者]

- 1 学校は、いじめが起こらない学級・学校づくりに努めているか。
- 2 学校は、生徒の変化等に気付くとともに、相談しやすい環境づくりと信頼関係を築くことができているか。
- 3 学校は、いじめであることが確認された場合は、早期に適切な対応をとっているか。

[教職員]

- 1 学校は、いじめが起こらない学級・学校づくりに努めているか。
- 2 学校は、生徒の変化等に気付くとともに、相談しやすい環境づくりと信頼関係を築くことができているか。
- 3 学校は、いじめであることが確認された場合は、早期に適切な対応をとるとともに、組織的に対応することができているか。
- 4 いじめに係るアンケートを年間3回実施する。
- 5 個人面談、保護者面談を年間3回以上実施する。
- 6 いじめに係る校内研修を年間2回以上実施する。

② 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっての留意点

学校いじめ防止基本方針を策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、生徒と共に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法（吉良川第一保育所、吉良川小学校、吉良川公民館、吉良川市民館等の関係機関への配布と閲覧依頼）により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「組織」を置く。

① 組織の役割

学校いじめ防止等対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

などが想定される。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ防止等対策委員会は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ防止対策委員会の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ防止等対策委員会は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく必要がある。

さらに、生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、生徒が学校いじめ防止等対策委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ防止等対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、学校いじめ防止等対策委員会は、学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

② 組織の構成員

学校いじめ防止等対策委員会については、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、複数の教職員で構成するとともに、可能な限り、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門

員であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門員を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。

なお、「複数の教職員」については、校長、教頭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年代表、養護教諭とする。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

③ 組織運営上の留意点

学校における組織については、いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数や教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるため、生徒に最も接する機会の多い教職員等が参画し、学校のいじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

室戸市教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと

- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ防止等対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下、「被災児童生徒」という）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門員であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておく。

③ いじめに対する措置

法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ防止等対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。（学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止等対策委員会に報告を行わないことは、同項の規定に違反することとなる。）

生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生

徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定するものである。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。

いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

指導に当たっては、本人にいじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。なお、いじめた生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、室戸市教育委員会又は学校いじめ防止等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相

当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

2 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態が発生した場合、その調査については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況にいたる原因が当該生徒等に対して行われるいじめにあることを意味する。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断すること。

例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが考えられる。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して7日間欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、室戸市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は室戸市教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとられるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに室戸市教育委員会に報告する。室戸市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組

織とするかについて判断し、実施する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、室戸市教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと室戸市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、室戸市教育委員会において調査を実施することができるものとする。

学校が調査主体となる場合であっても、室戸市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うことができるものとする。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた生徒又は保護者が望む場合には、室戸市長等による調査を並行して実施することも想定されることから、調査対象となる生徒等への心理的負担を考慮し、重複した調査とならないよう、各調査主体が密接に連携し、適切な役割分担を図ることが求められる。

エ 調査を行うための組織について

室戸市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設置するものとする。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門員等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校で発生した重大事態に係る調査において、室戸市教育委員会が調査主体となる場合、法第14条第3項の規定に基づき室戸市教育委員会の設置する附属機関（室戸市いじめ問題専門委員会）が調査を行う組織とする。

また、学校が調査の主体となる場合、迅速・機動的な観点から、法第22条に基づき学校に設置されている「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門員を加えるなどの方法により組織を構成するものとする。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の

目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への適切な対処や同種事態の発生防止を図ることを目的として行うものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである

室戸市教育委員会及び学校に対して、不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供し、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合には、以下の事項に留意して調査を行う。

○いじめを受けた生徒からの聞き取りを十分に行うとともに、在籍生徒等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うこと。

○いじめを受けた生徒や情報提供者である生徒を守ることを最優先とした調査を実施すること。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

○いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰を支援すること。

○室戸市教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し、対応にあたること。

b いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡などいじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うものとする。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目的とし、遺族の心情に十分配慮のうえ、また十分理解をいただいたうえで行うものとする。

また、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査のあり方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査にあたっては、遺族が切実な心情をもつことを深く認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行うこと。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、室戸市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案すること。
- 詳しい調査を実施するにあたり、室戸市教育委員会又は学校は、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意すること。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉専門員等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めること。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努めること。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の支援を求めることが重要であることに留意すること。
- 学校が調査を行う場合においては、室戸市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこと。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確

で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといってトラブルや不適切な対応がなかったかと決め付けたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意すること。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道のあり方の特別かつ細心の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応すること。

カ 調査実施におけるその他の留意事項

○ 法第23条第2項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うことができるものとする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではないこと。

○ 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。室戸市教育委員会又は学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行うこと。

○ 室戸市教育委員会においては、事案の重大性を踏まえ、生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、高知県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用することが求められる。また、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討すること。

そして、いじめを行った生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討すること。

② 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定（P23参照）による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

室戸市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）等について説明する。

この情報提供にあたっては、適時・適切な方法で行うものとする。

これらの情報の提供にあたっては、室戸市教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の配慮・措置が必要であることに留意する必要がある。

また、学校が調査を行う場合においては、室戸市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導・支援を適切に行うものとする。

イ 調査結果の報告

調査結果については、室戸市教育委員会が室戸市長に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて室戸市長に提出する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 再調査

法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、重大事態が発生した旨の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大

事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設置し、法第28条第1項の規定により、室戸市教育委員会又は学校が行った調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門員等（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性の確保に努める。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた生徒又は保護者が望む場合には、室戸市教育委員会や学校が行う調査と並行して、室戸市長等による調査を実施することができるものとする。この場合、調査対象となる生徒への心理的負担を配慮し、重複した調査とならないよう調査主体間で密接に連携し適切に役割分担を図ることが求められる。

再調査についても、室戸市教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体はいじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

室戸市長及び室戸市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行った場合は、室戸市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて、個人のプライバシーに対して必要な配慮して行う。

第3 その他留意事項

学校は、本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案し、方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、室戸市教育委員会は設置する学校の基本方針の策定等に関して指導・支援する。